

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 24 号 平成 30 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について	
概 要	歳入歳出予算総額をそれぞれ 88 億 4,560 万 8,000 円とする。歳入の主なものは、勝車投票券発売収入として 83 億 771 万 5,000 円、場外発売事務協力収入を 4 億 439 万 6,000 円、歳出の主なものとして、勝車投票券払戻金は 57 億 4,542 万 9,000 円、包括的民間委託料は 6 億 2,000 万円計上している。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 平成 30 年度の本場開催レースの日程は、平成 29 年度の開催日数と同じ 48 日である。 * 「当たるんです」については、平成 29 年度の成立が 33 回で、1 月くらいから成立状況が上がっている。会員も増えて 3 月 6 日時点で 1 万 6,504 人である。 * 来年度、ミニ（500 円）は本場 20 回、場外時 47 回の成立、メガ（3,500 円）は 1 回の成立で予算計上し、合計で 1 億 5,155 万 2,000 円である。 * 平成 28 年度本場開催に伴う売上は約 77 億円で、平成 27 年度の 119.1%である。 * 地域公益事業 1,100 万円の内容は、みつば園改修事業、学校施設の放送設備、電話設備の更新、公民館施設の整備、図書館の整備を予定している。 * 駐車場についてはオートレース事業の目的のための借地になっていて、他の用途への利用はできないことになるため、処分がすぐには難しい状況にあるが、今後有効活用するのか、一部分でも戻すことができるのか、時間を掛けながら現在研究をしている。 * 包括的民間委託については日本写真判定株式会社と平成 29 年度から 5 年間の契約を結んでいる。 	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 28 号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	監査委員、教育委員、農業委員の報酬について、削減額を現行の 10% から 5% に改正するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 特別職報酬等審議会の答申において、市議会議員の報酬と同様、監査委員、教育委員、農業委員の報酬について、削減額を現行の 10% から 5% に変更するよう答申がなされたことから、これを尊重し改正する。	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 30 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 29 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
概 要	平成 30 年 4 月から組織の名称が変更されることに伴い、名称変更に伴う改正及び幼稚園就園奨励費等の業務を教育委員会から子育て支援課に補助執行することに伴い、関係する条例について所要の改正を行なうもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 特になし	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 30 号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	平成 30 年 4 月 1 日から、一般職の職員の給与に関する法律の改正により、扶養手当支給額が改定されることとなったことに伴い、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項で定められている補償基礎額の加算額について改正を行うもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 現在、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例による扶養手当の支給を適用している消防団員はいない。	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 30 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 31 号 山陽小野田市電源立地振興基金条例を廃止する条例の制定について	
概 要	山陽小野田市電源立地振興基金について、本年度末をもって全額を充当し終える見込みとなり、所期の目的を達成することとなったことから、この基金を廃止しようとするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 国から発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地地域対策交付金の交付がされ、平成 19 年度 2,128 万 5,000 円、平成 20 年度 2,117 万 4,000 円であった。 * 平成 20 年度から市内の社会教育施設、文化・スポーツ施設、福祉会館など、合計 30 の事業の維持補修を年次的に行い、基金 6,010 万 3,772 円を活用した。	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 46 号 山陽小野田市学校給食センター条例の制定について	
概 要	山陽小野田市学校給食センターが平成 30 年 7 月末の完成予定であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 30 条の規定により、本条例を制定しようとするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*平成 30 年 9 月供用開始予定であったが、その前に行う調理・配送リハーサルに対応できるよう、8 月 1 日には所長を初め、栄養教諭、調理員等の職員を配置する必要があるため、この 8 月 1 日を供用開始日とし、本条例の施行日としている。</p> <p>*学校給食センターには食料の備蓄がほとんどないので、災害時に炊き出し等の対応は考えていない。</p> <p>*学校給食センターの人員は所長が 1 人、栄養指導係と管理係という二つの係を設け、管理係に 2 人、栄養指導係の方には管理栄養士、県の栄養教諭、学校栄養職員が 3 人、主任調理員の正規が 29 人、常勤の臨時が 5 人、非常勤臨時が 2 人で合わせて 40 人、合わせて 43 人の配置を考えている。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	請願第 1 号 埴生地区複合施設建設に伴う Jアラート設置について	
概 要	<p>請願者は埴生地区自治会協議会会長で、請願の内容は「埴生地区では平成 11 年の台風 18 号により大変な被害を受けたが、その安全対策としての前場川護岸工事もいまだ完成に至っておらず、地域住民は現在も不安を抱えながら生活をしている。埴生地区の安全、安心のために、新たにできる埴生地区複合施設に Jアラートを設置してほしい」というもの</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 請願については、自治会長全員を集めてはいないが、埴生地区の 4 ブロックの代表など 14 人と話し合って提出した。</p> <p>* 新たにできる複合施設は埴生地区の中心であるのでこの場所に設置してほしい。</p> <p>* 市の方針としては、「屋外スピーカーの有効範囲は 400 メートル程度で市内全域をカバーするには相当数を設置する必要があり、莫大な経費が掛かることから、今後の屋外スピーカーの整備については考えていない」</p> <p>「本市の災害に対する情報伝達については、第 1 に携帯電話によるエリアメールや緊急速報メール、防災メールを利用した情報伝達、防災ラジオによる情報伝達を考えている。今後は防災ラジオに Jアラートの連携をさせて、瞬時に情報伝達ができる形を検討している」</p> <p>* 見積りによると設置費用は 1 基約 650 万円となる。</p> <p>《自由討議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願の趣旨については市の防災計画に沿ったもので理解できるが、場所についてはより効果的な場所があるのではないか。 ・ 市民の安心、安全のために設置については賛同できるが、複合施設建設と即結びつけるのは疑問がある。 ・ 採択をして早急に設置に向けて取り組んでほしい。 ・ 複合施設に限定するのではなく、埴生地区全体あるいは市全体を見て学校や漁協など含めた設置場所の検討をすべきである。 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で趣旨採択	

■ 委員長報告概要 ■

	平成 30 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 18 号 平成 30 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について
概 要	平成 30 年度から国保制度改革による県広域化がスタートするため、県にも国保特別会計が設置されたことにより、予算規模が縮小。歳入歳出とも 68 億 4,668 万 2,000 円となり、前年度当初予算比 18.0%、15 億 691 万 3,000 円の減額
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 歳出では、1 款総務費のシステム改修委託料 1,086 万 8,000 円は、平成 30 年 8 月からの高額療養費の自己負担限度額の改定に対応するため、被保険者証と高齢受給者証の 2 種類の証を 1 枚にまとめるため、及び被保険者証の番号管理方式を変更するための 3 点 * 被保険者証と高齢受給者証の 2 種類の証を 1 枚にまとめることについて、現在、70 歳以上 75 歳未満の被保険者には、被保険者証とは別に自己負担割合を記載した高齢受給者証を交付しており、受診の際には、この 2 種類の証を提示することになるが、高齢受給者証を提示しなかった場合は、本来の自己負担額で受診できない場合もあることから、1 枚にまとめて利便性を図るもので、一体化した新しい証の交付は平成 31 年 8 月から * 被保険者証の番号管理方式を変更することについて、被保険者証番号の管理方法は、一般的に世帯番号を用いているが、本市では例外的に旧個人番号で管理しているため、システム改修のたびにカスタマイズの経費等が発生しており、世帯番号管理への転換は従来からの課題であったこと、また、現在使用している住基システム A D 2 の契約期間終了に合わせて自治体クラウドへの参加も計画されているため、この時期までに標準的な被保険者証番号管理へ転換しようとするもの * 2 款保険給付費については、平成 29 年度の決算見込みを基に平成 29 年度の 1 人当たりの医療費を算出し、その額に平成 30 年度の被保険者数と医療費の伸び率 1.1% を乗じて算定 * 5 款保健事業費の健康運動事業委託料について、平成 30 年度から対象年齢を従来の 40 歳以上から 30 歳以上に引き下げる予定で、事業内容も刷新し参加人数が伸び悩んでいた水中運動教室に代わり、大型商業施設内等で全国的に事業展開されている大手事業者と提携し運動教室を開催する予定。また、事業委託先の開館時間内であればいつでも自由に運動できる仕組みに変更 * 特定健康診査等事業費は、血清アルブミン検査を検査項目に加えることにより委託料単価が増になるものの対象となる被保険者数が減となることなどから、対前年 339 万 7,000 円の減額 * 歳入では、5 款県支出金の保険給付費等交付金は新規の予算

	<p>普通交付金は保険給付に必要な費用の全額に相当するもの 特別交付金の保険者努力支援分は平成 30 年度からの新設で、国が提示した金額を計上</p> <p>特別調整交付金分は、医療費関係や保険料軽減関係等について過去の実績等に基づき予算計上</p> <p>県繰入金（2 号分）は、地域の特殊な実情に応じたきめ細かい調整機能を果たす繰入金で、県が提示した金額を計上</p> <p>特定健康診査等負担金は、特定健康診査等に要する費用の国と県の負担分 3 分の 2 相当を計上</p> <p>* 7 款繰入金の国民健康保険負担軽減対策繰入金は、県と市町が共同で実施している福祉医療助成対策事業実施に伴う国庫負担金の減額措置に係る助成で、平成 30 年度から福祉医療助成対策事業実施に伴う国庫負担金の減額措置は廃止されるが、助成は 1 年遅れで措置されるため、予算計上している内容は平成 29 年度分の減額相当分</p> <p>* 国民健康保険基金繰入金は、保険料を軽減させるための 1 億 281 万 7,000 円を計上し、基金残高は 7 億 7,586 万 2,619 円</p> <p>* 国民健康保険運営協議会については、広域後、県の運営協議会で国保の運営方針の作成や事業費納付金の徴収に関する事項を審議。市の運営協議会では、保険給付や保険料の徴収、保健事業について審議</p> <p>* ジェネリック医薬品利用率は、直近の 12 月調剤分の数値で、68.9%。県平均 67.4%より 1.5%上回っている状況</p>
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 19 号 平成 30 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について
概 要	第 7 期介護保険事業計画の初年度に当たる平成 30 年度は、介護保険料の改定を行っており、予算総額は前年度比 1 億 9,792 万 1,000 円増の 63 億 6,521 万 2,000 円
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 歳出 1 款の介護認定審査会について、他市町との共同設置を検討しない理由は、審査委員数がそろっていることや審査会の距離が遠くなるという市の考え</p> <p>* 2 款の介護予防サービス計画について平成 30 年度見込み 548 人</p> <p>* 同款の特定入所者介護サービスの対象は、本人及び同一世帯全てが住民税非課税、本人の配偶者、別世帯も含んで住民税非課税、預貯金の合計額が単身者では 1,000 万円以下、配偶者がいる方は両方で 2,000 万円以下。対象者数は、29 年度 1 月末現在で、第 1 段階 30 人、第 2 階 117 名、第 3 段階 388 名、合計 535 名</p> <p>* 3 款の軽度認知障害把握業務は、65 歳以上を対象としているが、</p>

	<p>人数を増やし 29 年度 400 名を 30 年度は 600 名分の予算を計上</p> <p>* 同款のコーディネーター報酬は第 2 層協議体に関するもので、4 月に二つの小学校区で立ち上がる予定であり、そのほか 3 校区ぐらいで協議中</p> <p>* 同款の認知症カフェ事業は小野田地区に委託事業所 2 か所、独自で行っているカフェが 1 か所の計 3 か所であり、目標は中学校区に 1 か所ずつ</p>
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 20 号 平成 30 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について
概 要	後期高齢者医療は 2 年を 1 期として制度の見直しを行っており、平成 30 年度は第 6 期。歳入歳出とも 10 億 9,903 万円で、前年度当初予算比 5.3%、5,558 万 2,000 円の増額
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 保険料率について、平成 30 年度は所得割率が前年比 0.24%減の 10.28%、均等割額が前年度比 54 円減の 5 万 2,444 円。一人当たり保険料は軽減後 2,288 円増の 7 万 1,702 円。軽減後の一人当たり保険料増の主な要因は、軽減措置の見直しによるもの</p> <p>* 保険料賦課限度額は、平成 29 年度までの 57 万円を 5 万円増の 62 万円</p> <p>* 保険料軽減については 3 点。①均等割軽減となる所得の基準が、国保の基準と連動して改正。②基礎控除後の所得が 58 万円以下の人を対象とする所得割の軽減が、29 年度の 2 割軽減を 30 年度は廃止。③後期高齢者医療加入前に被用者保険の被扶養者への特例軽減措置が、29 年度の 7 割軽減を 30 年度は 5 割軽減へ</p> <p>* 被保険者数は、県全体と同様で増加傾向にあり、1 月末現在で前年比 165 人増の 1 万 568 人</p> <p>* 短期証発行は現時点で 11 人。資格証明書は県広域連合の方針で発行なし</p> <p>* 差押えは 29 年度現時点が 8 名の 25 件。28 年度差押えの内容は、給与 2 件、預金 3 件、年金 6 件の計 11 件</p> <p>* 年金の差押えは、所得税や社会保険料、1 人につき 10 万円を引いた後の残りの年金を対象</p>
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 25 号 平成 30 年度山陽小野田市病院事業会計予算について
---------	-------------------------------------

<p>概 要</p>	<p>業務予定量は、入院患者を昨年度比 1 人増の 1 日平均 186 人、延患者数を昨年度比 365 人増の 6 万 7,890 人とし、外来患者を昨年度比 19 人減の 1 日平均 411 人、延患者数を昨年度比 4,636 人減の 10 万 284 人と予定</p> <p>収益的収支について、収益的収入の総額を昨年度比 7,857 万 4,000 円増の 42 億 9,852 万 1,000 円。収益的支出の総額を昨年度比 1 億 6,210 万 3,000 円増の 44 億 5,400 万 6,000 円</p> <p>資本的収支について、資本的収入は昨年度比 2,625 万 5,000 円減の 1 億 5,575 万 1,000 円。資本的支出は、昨年度比 2,332 万 6,000 円減の 5 億 2,435 万 4,000 円。不足額 3 億 6,860 万 3,000 円は、損益勘定留保資金等で補填</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 入院患者数を 1 人増とした理由は、眼科の白内障手術を 4 月以降に取り組むため * 外来患者数を減らしながら、急性期病院として高度な医療を提供し診療単価を上げていく考え * 常勤医師数は現在 28 名。大学等への働きかけを継続 * 山口東京理科大学薬学部との連携については、教授 2 名と数回話し合いをしており、新入生の体験や実習を受ける体制を構築していく考え * 二次救急の輪番制は、年間 38 日の当番で外科系、内科系で対応しているが、医師が高齢化し、どこの病院も当直医が疲労している現状 * 材料費対医業収支比率は、平成 30 年度予算ベースで 18.8%。29 年度補正時が 20%であり改善 * 経常利益は現在の見込みで平成 33 年度に黒字の予定 * 院内保育所の運営状況は、市民病院職員の子どもの現在 14 人、他病院職員の子どもの 10 人で、良好な運営をしているとの判断 * 災害拠点病院の指定に向けては、燃料の備蓄の問題をどう解決するかなどの課題
<p>討 論</p>	<p>賛成討論あり</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第 32 号 山陽小野田市一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>概 要</p>	<p>地域調査による分筆に伴い、小野田処分場及び小野田浄化センターの位置における地番を改正するもの</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 条例改正がこの時期になった原因は、地籍調査が平成 27 年度中に行われ、平成 28 年 2 月に国土調査による成果として登記簿に反映されたが、本来ならば平成 28 年度中に議会に上程すべきところ、気が付かず、失念していたため * 気が付いたのは平成 29 年末で、急いで地籍図、登記簿謄本を取

	得し、このたびの議会に提出したもの
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 33 号 山陽小野田市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	地籍調査による分筆に伴い、山陽小野田市リサイクルプラザの位置における地番を改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 議案第 32 号と同様の内容であるとの説明
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 34 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	3 年を 1 期とする介護保険事業計画(第 7 期)策定による介護保険料の改定及び介護保険法施行令の一部改正により介護保険料の所得指標が改正されたことによるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 平成 30 年度から 32 年度の介護保険料について、月額基準額を 100 円増の 5,500 円(1 月末現在 13 市中 7 番目)とし、所得段階別に介護保険料年額を改定</p> <p>* 第 1 段階は、生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、課税年金収入額と合計所得金額合計が 80 万円以下の者が該当となり、5%を軽減する低所得者軽減のための繰入れが行われ、対象者が実質に納付する額としては、5%を軽減した 45%の割合</p> <p>* 第 1 段階該当者見込みは、平成 30 年度 3,654 人、31 年度 3,688 人、32 年度 3,727 人</p> <p>* 介護保険料の段階に 1 段階加え第 11 段階として該当者に「合計所得金額が 1,000 万円以上」を設定し、該当者は 30 年度が 37 人、31 年度が 38 人、32 年度 39 人と推計。第 11 段階を設けなければ、保険料の基準額が更に増額となる見込み</p> <p>* 介護保険料の算出方法は、平成 30 年度から 32 年度の間介護給付費等の見込みを算出し、それに対する財源として、介護保険料の額を算出。介護保険給付等の算出手段は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化システム」の将来推計ソフトを活用</p> <p>* 介護保険料の所得指標の合計金額については、土地等を譲渡し</p>

	<p>た場合、譲渡した翌年の所得が急増し介護保険料が高額になる場合があるため、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするもの</p> <p>*介護保険法第 63 条で規定される介護保険給付の制限を受けている刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者の介護保険料を全額減免の対象とする規定を加えるもの</p> <p>*介護保険における国の負担は、標準負担割合が 25%。国への負担要請は行っていない状況</p>
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 35 号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
概 要	介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援等の事業の指定権者が都道府県から市町村に移譲されるため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、本市において当該事業の基準を制定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*省令で示されている 3 区分「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえ、全て省令の基準どおり制定</p> <p>*独自基準として、居宅介護支援事業指定については、本市の暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員以外のものとする条項を追加</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 36 号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う改正により、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携及び一層の医療と介護の連携の強化の規定が加えられたことによるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*省令の「従うべき基準」「参酌すべき基準」のとおり条例を改正

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 37 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられる基準の設定や、地域密着型サービスの基準の緩和などの一部が改正されたことによるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *省令の 3 区分「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」は、本事業の推進に当たり効果的でかつ支障をもたらすことがないと判断されるため、省令の基準どおり改正 *第 117 条の身体的拘束について、今までなかった規定であり、平成 30 年 2 月開設の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護施設への指導等を行っていききたいとの市の考え *平成 30 年度創設の介護医療院は、介護療養型医療施設が移行していくとの見込みで、32 年度に 31 人の見込みで、対象施設は日赤病院
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 38 号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数の基準等、地域密着型介護予防サービスの基準が一部改正されたことによるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *省令の 3 区分「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」は、本事業の推進に当たり効果的でかつ支障をもたらすことがないと判断されるため、省令の基準どおり改正

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 39 号 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の基準について、平成 28 年度から主任介護支援専門員に 5 年間の有効期間が設けられ、その更新時に主任介護支援専門員更新研修の受講を課すこととなったことから、実質的にも 5 年間の有効期間が確保されるよう、条例を一部改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 改正内容が「従うべき基準」となっており、基本的に国の基準に従い、改正 * 1 号被保険者数に応じて専門職の配置が決まっており、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに 1 人なので、地域包括支援センターの人員は 3 人以上だが、主任介護支援専門員はサブセンターを含めて現在 6 人
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 40 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	建築基準法施行令の一部が改正されたこと及びこれに関して関係する省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整合性を図るもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 改正は 2 点で、1 点目は、階段に付室がある場合に「その付室に窓や排煙設備を設けること」とされていたものが「付室等の構造が階段に煙を流入させない構造であること」に改正されたもの、2 点目は、建築基準法施行令改正により号ずれが発生したため、本条例で引用している部分を改正し、整合を図るもの * 小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業を行う 4 階以上の建物の設備に関する規定の改正で、本市では現在、対象となる建築物はないし、今後も想定していないとの市の考え * 4 階建てビルの 4 階部分の一室で対象事業が行われる場合は、恐らく対象になると思われるとの市の考え
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 41 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	児童クラブ利用者の利便性を高め、子育て世代を支援するため、児童クラブの拡充整備、保育時間の延長及び保育時間に応じた保育料の見直しを行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 昨年度まで待機児童が生じていた須恵児童クラブについて、小学校の空き教室を利用して1クラス増やし、新たに増やした小学校の地番を加えるもので、教室に冷暖房を既に設置 * 土曜日及び長期休業中等の開所時間について、平成 30 年度から、現在 8 時 30 分開所を 8 時開所とし、30 分の朝の延長保育を実施 * 保育料について、現在の 3,000 円を基本分として、新たに加算分を設定し、1 か月を通じて朝から夕方までの保育となる 8 月についてのみ、1,000 円加算とするが、市民税非課税世帯は半額の 500 円、生活保護世帯は無料とし、多子世帯への支援を手厚くする考えから、同一世帯で 2 人以上を同時に保育する場合、2 人目以降は加算分を徴収しないとの市の考え * 保育時間は現在延長 1 時間を含めて 18 時までで、夕方についても更なる延長を行ってほしいという要望は把握しているが、支援員確保に苦慮している現状では一気の延長は難しいとの市の考え * 支援員の待遇改善について、過去 3 年少しずつ賃金アップを図ってきて、現在保育士等有資格者が時給 900 円、無資格の補助員が時給 820 円だが、今後、賃金アップの方向で関係課と協議したいとの市の考え * お迎えに誰が来るのか実態把握はしていない状況
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 42 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 30 年 4 月 1 日から施行されるのに伴い、所要の改正を行うもの 改正内容は、県広域化に関するもの、賦課限度額の引上げ、保険料軽減判定基準の緩和
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 県広域化について、平成 30 年 4 月から県も国民健康保険制度の運営を担うこととなるため、県においても国民健康保険運営協議会を設置 * 賦課限度額の引上げについて、保険者間における保険料負担の

	<p>不均衡を是正するために賦課限度額を引き上げるもので、平成 30 年度は、基礎賦課分のみ引上げとなり、改正に伴う影響額は、平成 29 年度当初賦課ベースで 22 世帯、432 万円増</p> <p>* 賦課限度額は、国が引上げに該当する被保険者数の割合を 0.5% から 1.5% にする方針を平成 25 年に打ち立て、そのプログラムに基づいて引上げを行っている状況で、今後も続く見込みとの市の考え</p> <p>* 保険料軽減判定基準の緩和について、経済の回復基調に伴う所得の底上げと物価上昇を見込み、低所得者の負担に配慮し、軽減判定基準を緩和するもので、改正に伴う影響額は、平成 29 年度当初賦課ベースで 76 世帯、約 180 万円減</p>
討 論	なし
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 43 号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるのに伴い、所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 国保で住所地特例であった被保険者が後期高齢者医療に加入することとなった場合にどの広域連合が所管するかについて、第 3 条の規定を改めるもの</p> <p>* 制度発足時の平成 20 年度のみであった特例措置についての附則を、今回の改正に併せて削除するもの</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月 定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第17号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について	
概 要	<p>予算総額は、歳入歳出とも前年度当初予算に比べ、698万3,000円減の1,919万9,000円とするものである。</p> <p>歳出については、1款駐車場事業費で一般管理費1,236万7,000円を計上し、主なものは更新してリース契約を行う設備の機械器具借上料194万4,000円、新幹線口駅側に出口を新設することに伴う工事請負費601万7,000円、2款公債費で地方債元金451万1,000円は駐車場整備に伴う駐車場整備事業債の元金である。なお、駐車場整備事業債の償還については、平成30年度で完了する予定である。</p> <p>歳入については、1款使用料及び手数料で駐車場使用料は平成29年度の収入見込額を勘案し、1,734万4,000円を見込んでおり、主なものは厚狭駅南口駐車場使用料1,600万円、定期駐車券分120万円、2款繰越金は平成29年度繰越見込額により180万3,000円を計上し、3款諸収入で雑入は自動販売機の電気料5万2,000円である。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「歳入、歳出総額で698万3,000円減額の主なものは」との質問に「公債費の償還金が平成30年度で完了予定であること」との答弁 ・ 「駅側に出口の設置ができるようになった理由は」との質問に「山陽小野田警察署との協議の結果、現在の交通量であれば危険性は少なく、車両を安全に誘導できるように整備することで出口増設は可能となった」との答弁 ・ 「出口の精算機はリースか」との質問に「リースで考えている。14節の機械器具借上料に金額が入っている」との答弁 ・ 「プリペイドカード販売機設置をJRに委託する選択肢はあるか」との質問に「販売機器の設置は、事件等のリスクを抱えることや機器設置の料金も発生することから考えていない。JR側への設置も非常にハードルが高いので考えていない。現状の都市計画課、山陽総合事務所、文化会館での販売としたい」との答弁 ・ 「償還後の料金改定は考えていないということだったが、未舗装部分の整備以外で駐車場使用料を充当するものは何かあるか」との質問に「身障者が雨を避けるための屋根等の要望も出ているが、まずは未舗装部分など駐車場内の整備を考えていきたい」との答弁。 ・ 「駐輪場の設置についての状況は」との質問に「以前にJRと協議した際、バリアフリーや自由通路の設備が必要となったときに合わせて設置するべきということだったので、それ以降は協議をしておらず、現在駐輪場新設の計画はない」との答弁 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第21号 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について
概 要	<p>予算総額は、歳入歳出とも前年度当初予算に比べ、83万3,000円減の1,072万3,000円とするものである。</p> <p>歳入については、1款使用料及び手数料では市場使用料等で154万3,000円を計上し、2款繰入金として一般会計繰入金752万円を計上、3款繰越金で前年度繰越金1万円を計上し、4款諸収入は小野田中央青果株式会社等の光熱水費負担金165万円を計上している。</p> <p>歳出については、1款卸売市場費、1項青果市場費、1目市場管理費1,067万3,000円は市場の管理運営に要する費用で、主なものは11節需用費の光熱水費317万8,000円、売場の鉄骨の塗装補修などの修繕料148万4,000円、13節委託料は開場日の業務全般の管理委託料73万5,000円、警備委託料461万8,000円、設備保守委託料17万4,000円、草刈等委託料21万6,000円、18節備品購入費では大型屋外用ステンレス製ゴミ箱1基の費用として庁用器具費11万1,000円、2款予備費は5万円を計上している。</p>
論 点 又 は 質 疑 に よ っ て 明 ら か に な っ た 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「予算総額で83万3,000円減額の主な要因は」との質問に「修繕料の減である。昨年は屋根の修理を行った」との答弁 ・ 「給食センターの30年度供用開始で、地産地消の推進により取扱量、取扱高が増になるという考えはないか」との質問に「給食センターができて1年間の絶対量の差はそれほど出ないので、必ずしも取扱高が増加する要因にはならないのではないかと考える。学校給食に関しては地産地消で市内産の取扱量を上げることが必要と考える」との答弁 ・ 「経営改善や市民ニーズの受入から運営協議会等の設置は考えられないか」との質問に「運営協議会までは考えていないが、卸売業者、行政、買受人などとの連携強化を図った上で、更には協議会等に発展していけばよいと思っている」との答弁 ・ 「地産地消の比率を上げる具体的な考えは」との質問に「JAの中の野菜生産部会の方々にもお願いして、生産拡大を図ってもらう手法が重要だと考えている」との答弁。 ・ 「市内にある多くの朝市が、市場に影響を及ぼしていないか」との質問に「JAの新鮮館の売上が伸びているので、一概に影響があるとは言えない」との答弁 ・ 「一般会計からの繰入金の趣旨は、運営に係る補助金ではないということでしょうか」との質問に「施設の維持管理に関する業務の繰出金であり、運営に係る補助金ではない」との答弁 ・ 「小野田中央青果と小野田青果販売の社長が同一であるという指摘に対する今後の方向性は」との質問に「市場活性化のため、今までのことを踏まえ、4月から市場の強化を図っていく」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第22号 平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について
概 要	<p>歳入歳出総額はそれぞれ31億9,101万6,000円を計上している。</p> <p>歳出の主なものは、1款下水道事業費、1目下水道事業一般管理費1億447万円で、内訳の13節委託料2,019万3,000円は公営企業会計適用化業務委託料1,371万6,000円など、19節負担金、補助及び交付金2,318万7,000円の主なものは使用料賦課徴収負担金2,262万6,000円など、2目施設管理費は3億2,454万1,000円で、内訳は11節需用費6,113万2,000円、12節役務費の手数料3,407万9,000円、13節委託料1億9,382万8,000円など、4目下水道建設費は10億1,423万5,000円で、内訳の13節委託料1億2,500万円のうち調査設計委託料8,200万円の主なものは、小野田処理区・山陽処理区汚水幹線調査設計、高千帆地区浸水対策雨水渠詳細設計、小野田水処理センター長寿命化詳細設計等、調査委託料4,300万円は平成30、31年度の2か年で策定するストックマネジメント計画策定委託料、15節工事請負費8億1,600万円などである。2款公債費、23節償還金、利子及び割引料14億5,208万2,000円は地方債元金償還金を計上している。</p> <p>歳入の主なものは、1款分担金及び負担金、1目下水道負担金1,991万円は1節現年度分、2節過年度分負担金で、2款使用料及び手数料、1節下水道使用料6億1,558万2,000円は1節現年度分使用料、2節過年度分使用料など、3款国庫支出金、1目下水道事業費国庫補助金4億5,100万円を見込んでおり、4款繰入金、1目下水道事業費繰入金11億4,807万4,000円で、5款繰越金、1目繰越金は100万円を計上、6款諸収入、1目雑入80万2,000円は放流水売払金などである。7款市債、1目下水道建設事業債4億8,050万円、2目資本費平準化債4億5,520万円、3目公営企業適用債1,850万円を計上している。</p> <p>債務負担行為は3事業について期間及び限度額を設定している。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「管理費が増えた主な要因は」との質問に「30年度が企業会計移行の最終年度になるので、その事務が集中することによる経費の増額である」との答弁 ・ 「下水道の利用者数は」との質問に「水洗化人口は平成29年4月1日時点で3万6,013人である」との答弁。 ・ 「公共下水道を敷く割合の目標設定は」との質問に「平成28年度の汚水処理普及率は公共下水道53.1%、農業集落排水2.5%、浄化槽25.3%、合計80.9%だった。国が平成37年度には汚水処理普及率を90%以上にするよう言ってきているので、本市の計画は90.1%で公共下水道64.3%の目標を掲げて未普及対策に臨んでいる」との答弁 ・ 「長寿命計画はどうなるのか」との質問に「長寿命化計画は27年で終わっている。平成30、31年でストックマネジメント計画をたてていく」との答弁 ・ 「管路の老朽化等は大丈夫か」との質問に「供用開始が昭和56年なので、それほど危惧するものではない。工事費の4割から5割は処理場に掛かっている」との答弁 ・ 「公会計となった場合、一般会計からの繰入金は基準外繰入になるの

	<p>か」との質問に「下水道事業費繰入金は基準内繰入、下水道建設費繰入金は基準外繰入であるが、公営会計となった場合、元利償還金が減価償却費のほうに算定内容が変わり、減価償却費を超えたものについては基準外繰入となる。ただし、繰入をしなければ赤字決算等になるため、これから協議をするが、繰入金の額自体は移行後も同様の金額での推移になると考えている」との答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放流水の需要が減った要因は」との質問に「放流水売払料については5社が購入しており、大口の環境衛生センターが平成27年度から冷却水等を自前で生成できる施設に変わったこと、太平洋マテリアルの変動が年によって大きいことである」との答弁 ・ 「整備地区内に未加入の方はどのくらいいるか」との質問に「加入のお願いをしているが、90.4%の方しかつなげていない」との答弁
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成30年3月定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第23号 平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について
概 要	<p>歳入歳出総額はそれぞれ8,752万円を計上している。</p> <p>歳出の主なものは、1款農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業一般管理費2,709万5,000円の内訳は光熱水費など11節需用費939万7,000円で、13節委託料1,410万1,000円は処理施設維持管理委託料、公営企業会計適用化業務委託料など、19節負担金、補助及び交付金125万円は使用料賦課徴収負担金である。2款公債費、1目元金4,918万6,000円は地方債元金で、2目利子1,118万9,000円は地方債利子であり、3款では予備費5万円を計上している。</p> <p>歳入の主なものは、1款使用料及び手数料、1目農業集落排水使用料2,475万円の内訳は1節現年度分、2節過年度分使用料で、2款繰入金、1目一般会計繰入金5,786万7,000円、5款市債、1目公営企業適用債480万円などを計上している。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般管理費345万5,000円増額の主な要因は」との質問に「公営企業会計に係る経費の増額である」との答弁 ・ 「施設の老朽化対策は」との質問に「長寿命化のチェックはしており、仁保の上と福田の施設は問題なく、小野田西地区は機器がかなり老朽化しているが、汚水処理施設整備構想で公共下水道につなぐほうが有利という判定になった。来年度詳細設計を行い、再来年度工事に着手する予定である」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 26 号 平成 30 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
概 要	<p>年間有収水量は平成 28 年度決算実績の 98.4%を見込んでいる。</p> <p>収益的収支について、収入合計は前年度当初比較で 1,607 万 1,000 円増の 15 億 1,925 万 8,000 円、支出合計は前年度当初比較で 2,787 万 6,000 円増の 14 億 6 万 7,000 円を計上している。結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 6,747 万 7,000 円が生じる編成となっている。ただし、非現金収入 6,060 万 8,000 円が含まれている。</p> <p>資本的収支は、支出の建設改良費 6 億 9,962 万 3,000 円、ほかに企業債償還金、予備費などで支出合計は 10 億 7,222 万 7,000 円となる。この財源となる収入は上水道企業債 2 億 7,210 万円、他に補助金や負担金などで収入合計は 3 億 4,365 万 3,000 円となる。結果、約 7 億 2,857 万 4,000 円の差引不足額が生じるが、損益勘定留保金 4 億 5,464 万円及び減債積立金 2 億 2,264 万 8,000 円などで補填する。</p> <p>平成 30 年度末での内部留保資金は 5 億 721 万 9,000 円、企業債残高は 50 億 9,601 万 3,000 円の見込である。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「年間有収水量が前年度の 98.4%という根拠は」との質問に「前年度決算比較 99.4%に安全率をもう 1%加えて、98%程度に見込んだ」との答弁 ・ 「漏水調査など有収水量の収率を上げる対策は」との質問に「漏水量の減少は目指しているが、多額の調査費をかけるより老朽化している管路の更新を優先している」との答弁。 ・ 「国、県からの補助金で得た固定資産の減価償却は、補助金を除いた額か、取得金額を丸々減価償却するのか」との質問に「平成 26 年に地方公営企業会計基準が改定されフル償却が義務化した、当市では従来からフル償却していた」との答弁 ・ 「消火栓の設置計画は」との質問に「消防と話をしており、数年先まで設置予定箇所を確定している。来年度は 1 基の予定である」との答弁 ・ 「上水道特別損失で過年度損益修正損 10 万円の内容は」との質問に「倒産等に関わる水道料金絡みの不納欠損を予定している」との答弁 ・ 「水道未整備地区についての考えは」との質問に「公営企業会計なので住民福祉政策として給水すべきだが、収入に対し支出が余りに違いすぎる場合、公営企業法においてもそこまで行う義務は課していない。個別福祉政策として市長部局で対応してもらうことになる」との答弁 ・ 「ペットボトルの製作本数は」との質問に「5,000 本を予定しており、森響水のラベルにパラリンピックをイメージしたイラストを入れ込む方向で取り組みたい」との答弁 ・ 「現状の職員数は」との質問に「現在正職員 59 名、再任用 2 名だが、今年度中で再任用 2 名の任期が切れるので、平成 30 年度は 59 名となる」との答弁 ・ 「薬品費の予算減額の根拠は」との質問に「薬品の単価が下がってきていることや有収水量の減少に伴う薬品量の減少である」との答弁 ・ 「滞納者の状況と対応は」との質問に「収納率が 99.8%で、停水が月に 6 件、年間で 30 件程度出ている。停水までの手順としては、まず

	納付書を配布し、督促状送付、催告書送付、6か月待つて最後の通告を行い、停水としている。最終的には納付されるが、分割納付や福祉関係との協議を含めいろいろな手立てをとって対応するようにしている」との答弁
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 30 年 3 月 定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第27号 平成30年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
概 要	<p>収益的収支について、収入は前年度当初比較で57万8,000円減の合計2億9,716万4,000円とし、支出は工水会計支弁職員を3名減らしたことなどにより前年度当初比較で4,693万2,000円減の合計2億3,124万8,000円とするもの。結果、税処理後の損益計算では単年度純利益6,375万6,000円となるが、非現金性収入357万5,000円を含んでいる。</p> <p>資本的収支について、収入は病院会計からの貸付金償還金6,600万円のみ。支出は田辺三菱製薬向けの送水管改良工事による建設改良費3,756万円など支出総額は6,002万円を計上。支出に対する財源は当年度分損益勘定留保資金3,095万6,000円、減債積立金2,246万円などで補填する。</p> <p>企業債は平成19年度以降借入を行わず、償還のみを行っており、期末残高は1億6,298万6,000円となる。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> 「1つの企業体の中で、上水と工水の資金の融通性を利かせることはできないか」との質問に「会計独立の原則があり、会計間での資金のやりとりや費用の付け替えは禁止されている。ユーザーに対する道義的な面でも許されない」との答弁 「宇部市のように上水と下水が一つの組織体となる考えはあるか」との質問に、「本市においてそのような話はない。近い将来もないと思う」との答弁
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 30 年 3 月 定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 44 号 山陽小野田市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する 条例の制定について
概 要	<p>今回の改正は、創業者や創業希望者に対する融資制度を改正し、更なる本市での創業支援及び地域経済の活性化を図るため、既存の独立開業資金を改正し、利用しやすく低利な起業家支援資金を新設するものである。</p> <p>主な改正点は、起業家支援資金で、融資限度額を 500 万円から 1,000 万円に増額、年齢制限 24 歳以上などの要件を除く、償還期間も 7 年から 10 年に延長、自己資金条件も 5 分の 1 から 10 分の 1 に緩和、利率については 1.9% から 1.8% に下げていく。今回の改正に合わせ、他の市融資制度の一般資金、特別資金、中小企業大型店対策資金も併せて 1.8% に引き下げる考えである。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「融資に関して、審査対象は」との質問に「起業家支援の参加資格は、市内で新たに事業を開始しようとするもの、または開業して 1 年未満のものであること。市内に住民票を有し、法人にあっては登記が必要であり、かつ市内の事業所で事業を営むこと。常時使用する従業員の数が 20 人、商業又はサービス業を主たる事業とする場合は 5 人以下の事業者であることとしている」との答弁 ・ 「予定人員はどのくらい見込んでいるか」との質問に「一人 1 件を予算計上する予定である」との答弁 ・ 「応募者が多かった場合の対応は」との質問に「ほかの融資制度等もあるので、枠の中で対応できるか財政課と協議する」との答弁 ・ 「昨年までの実績は」との質問に「独立開業資金については平成 24 年に 1 件あり、それ以降はない」との答弁
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 30 年 3 月 定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 45 号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につ いて
概 要	<p>今回の改正は、都市公園法の一部改正及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、国が一律に定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の面積総計の割合について、政令で定める割合 100 分の 50 を参酌して条例を定めることとした。本市の都市公園においては、特別な事情や特性などないことから、政令で定める割合と同じ基準として第 1 条の 5 を追加するとともに、法の条文が追加されたことによる項ずれなどの所要の改正をするものである。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「この条例改正による影響はあるか」との質問に「100 分の 50 という数値を定めることだけなので、特に影響はない」との答弁 ・ 「江汐公園に設置予定の薬草園の設置基準はどこが根拠になるのか」と

		の質問に「薬草園は今回の運動施設ではなく公園施設になるので、公園の施設設置許可をすることになる」との答弁
討	論	なし
結	果	全員賛成で可決

平成 30 年 3 月 定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 47 号 市道路線の変更について	
概 要	市道小野田駅前 8 号線は、小野田駅前地区都市再生整備事業に伴い市道を新設するものである。当路線は平成 28 年 3 月に議会の議決を経て、市道として認定を行ったが、平成 29 年度に調査、設計業務が完了し、市道路線の道路区域が決定したので、これに合わせて認定路線の変更を行うものである。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「クランクになっているが、直線のほうがよいのではないか」との質問に「直線にした場合、変則 5 差路の交差点に突き当たるので交差点協議が必要となってくるが、その前に県から危険との指摘があった。県警本部の交通規制課に相談したところ、同じ認識であったことからクランクにした。現道路は幅 4 メートルの生活道路であるが、6 メートルの市道で整備しようとする計画である」との答弁。 ・ 「県道の前市道に入る角度はかなりの鋭角だが、大丈夫か」との質問に「指摘のとおりだが、物理的には入れる。市道に入るには進入しやすくなるような形で計画している」との答弁 ・ 「児童の通学路として、安全確保はできるか」との質問に「小学校の通学路になっており、広くしてほしいとの要望も出されているので、今後何らかの対処があるかもしれない」との答弁 ・ 「一方通行など規制がかかる道になることはないか」との質問に「今のところ規制をかける予定はない」との答弁 	
討	論	なし
結	果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第16号 平成30年度山陽小野田市一般会計予算について	
概 要	平成 30 年度山陽小野田市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ 296 億 7,600 万円で、山口東京理科大学薬学部校舎整備事業費の減額や学校給食共同調理場建設事業費の減額などにより、前年度当初予算と比較して 15.0%、52 億 3,200 万円の減額となる。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【総務文教分科会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラート受信機更新事業 ・ シティセールス推進事業 ・ シティセールス P R 強化事業 ・ 課長提案事業 ・ レノファ山口との連携・支援事業 ・ キャンプ誘致推進補助事業 ・ かるたによるまちづくり推進事業 ・ 学校給食実施事業 <p>【民生福祉分科会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て総合支援センター管理・運営事業 ・ 子育て世代包括支援センター事業 ・ 放課後児童対策事業 ・ 児童クラブ施設整備等事業 ・ 成人健康診査事業 ・ 産婦健康診査事業 ・ 健康マイレージ事業 ・ 二次救急医療体制の充実 ・ 急患診療事業 <p>○山陽地区公立保育所整備事業</p> <p style="padding-left: 2em;">山陽地区にある出合、下津、津布田の公立保育所を再編し、厚狭駅南部地区に定員 140 名の保育所を新たに整備するもの (分科会での自由討議の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まだ地元の同意は得られていないのではないか。そんな中で、用地購入あるいは設計、地質調査、測量調査が計上されているのを 	

そのまま通していいのかという疑問を持っている。

- ・保護者説明会は出合保育園で行っているが、住民説明会は、厚狭複合施設で両方兼ねたという扱いとなっており、出合地区で住民説明会を行わないのは、少し問題があるのではないかと思う。
- ・新幹線駅前に統合した保育園を造るということに関して、出合地区からそんなに反対意見が出たとは聞いていない。
- ・厚狭南部の新築の家が一杯建っている所は、子育て世代が期待して建てた方も何人かいると聞いているので、ここに保育園が必要かどうか悩ましいところだと思う。
- ・分科会としての意見のまとめは難しい。

(委員会での質疑)

- ・「厚狭駅南部は浸水被害があった場所だが、なぜそこに建設することになったのか議論があったか」の問いに「浸水被害については大きな議論はしていない」との答弁
- ・「出合保育所を廃園することにより、出合地区の人口減少に拍車がかかるのではないかという議論はなかったか。また地元住民の理解と協力は得られたのか」の問いに「建設場所については出合保育所と下津保育所の中間で敷地面積 4,000 平米あることとの話があった。説明は平成 29 年 1 月に各保育所で行っている。住民説明は中学校区 4 か所で行っており、出合地区も含め、厚狭複合施設での説明会を行っている」との答弁

【産業建設分科会】

- ・バス路線再編計画策定事業
- ・子育て女性等就職応援事業
- ・山口東京理科大学学生定住券配布事業
- ・梶漁港浚渫事業
- ・東下津地区内水対策施設整備事業
- ・小規模土木事業
- ・山口ゆめ花博市町参加事業
- ・小野田駅前地区都市再生整備計画事業

【理科大分科会】

- ・山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金事業
- 山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎整備事業
薬学部校舎整備事業の校舎建設工事については、工事の発注時期が遅れたことにより、適切な工期が確保されず、非常にタイトな工期となったことや入札不調も重なり、B棟を除く工事に

	<p>ついて、当初予定していた平成 29 年度中の工事完了が平成 30 年度の工事完了となり、2 か年の工事になる。</p> <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 厚狭駅南部地区に保育所を整備する用地を購入するための費用である用地購入費 1 億 3,928 万 7,000 円を 1,000 円とする。 ・理由 保育所が廃止となる地域の賛同が得られていない。厚狭駅南開発計画の一環として保育所整備が計画されているが、公営住宅建設等の具体化が遅れている。建設予定地の浸水に対する不安感がぬぐえていない。 ・結果 賛成少数で否決
<p>討 論</p>	<p>反対討論あり</p>
<p>結 果</p>	<p>賛成多数で可決</p>

■委員長報告概要■

		平成 30 年 3 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第50号 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回） について	
概 要	平成 29 年度予算で予定をしていた山口東京理科大学薬学部校舎建設事業のうち、今年度内に完了しない工事等について予算の繰越手続を行うもので、繰越明許費として 24 億 7,732 万 2,000 円を計上するもの。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【理科大分科会】</p> <p>繰越手続の必要な工事等は、委託料が 1 件、工事請負費が 8 件、備品購入費が 1 件の計 10 件で、工期については、A棟関係が今年の 5 月 19 日まで、C棟関係が今年の 11 月 30 日まで、汚水処理設備工事は平成 30 年度の危険物倉庫設置工事の実施予定を踏まえ、今年の 11 月 30 日までとなっている。</p> <p>（主な質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰越明許額は、今回の額で上限か」との問いに「見込まれるものについては、100 万円単位で切り上げて上限を見込んだ」との答弁 <p>（委員会での質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山積する問題があるが、委員会としてどのように対応するのか」との問いに「閉会中に所管事務調査として、調査を進めていきたいと考えている」との答弁 	
討 論	反対討論あり	
結 果	賛成多数で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 3 月定例会
		山口東京理科大学調査特別委員会
議 案 件 名	議案第 49 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標の変更について	
概 要	薬学部設置に伴う中期目標の記載事項の変更	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*1点目は、(基本的な目標)の上から4行目に記載のある「理工系」を「薬工系」に変更。</p> <p>2点目は、「中期目標の期間及び教育研究上の基本組織」の第2項の「教育研究上の基本組織」に平成30年4月1日に設置される学部・学科である「薬学部：薬学科」を既存の学部である「工学部」の下に追加。</p> <p>3点目は、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標」の第2項の「教育研究組織の見直しに関する目標」の「(2) 薬学部の設置」に関する記述を削除。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	